なお、工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。ただし、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験を求めない。

① 単体又は特定ＪＶの代表者の配置予定技術者は、次のａ）の施工実績を有すること。

ａ）道路橋（橋梁下部工）の施工実績（補修・補強工も含む）。

3）配置予定監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

4）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出期限日において、原則３か月以上継続してあること。

⑻ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑼ 上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑾ 沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港関係）発注工事で当該工種における平成29・30年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

⑿ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀ 競争参加資格確認のため、添付を義務付けた資料の添付がない場合、あるいは記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないとして競争参加資格を認めない。また、歩掛見積書が提出されなかった場合も競争参加資格を認めない。

3　総合評価に関する事項

⑴ 入札の評価に関する基準　総合評価に関する評価項目は次のとおりとし、詳細については、入札説明書による。

1）企業の創意工夫に対する技術力（技術提案）について評価する。

2）施工体制の評価として、「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」を評価する。

⑵ 総合評価の方法

1）基礎点　競争参加資格が認められた者のうち入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には基礎点として100点を与える。

2）加算点　加算点については入札説明書による。

3）施工体制評価点　入札説明書の評価基準に基づき、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点。）とする。

4）加算点に係る確実性の評価（見直し加算点）　加算点の内容と施工体制の審査結果は、当該施工計画が確実に実現できる程度に関連することから、加算点は、施工体制の評価後の点数割合を乗じた数値とする（入札説明書参照。）。

5）総合評価　価格及び技術資料等に関わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）、２）及び３）により得られる基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶ ヒアリングの実施（施工体制の審査）　施工体制をどのように構築し、それが施工内容の実現の向上につながるかを審査するために、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した全ての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施するとともに、追加資料の提出を求める場合がある。

なお、申請書、入札書、工事費内訳調書等の内容により、十分に確認できる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。詳細は入札説明書による。

⑷ 落札者の決定方法　次の要件に該当する者のうち、上記⑵５）によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

1）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

2）評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

3）提出した施工計画及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。

⑸ 評価内容の担保　技術提案に関わる施工計画に記載した内容について、実際の施工に際して、受注者の責により当局が評価した提案内容の施工が行われない場合は、工事成績評定点を減じる措置を行う。

⑹ 技術提案等の採否に関する問い合わせ　入札参加者は、技術提案等の採否の通知に関し、説明を求めることができる。

なお、詳細は入札説明書による。

4　入札手続等

⑴ 担当部局　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第二係　電話098―866―0031（内線2528）

⑵ 入札説明書等の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は令和元年11月29日から令和２年２月26日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで。ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記⑴にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

歩掛見積書作成に必要な歩掛見積参考資料（参考図、見積条件等）を本工事の入札説明書と併せて電子入札システムにより交付する。

⑶ 申請書、資料、技術提案資料及び歩掛見積りの提出期間、場所及び方法　電子入札システムにより提出を行う場合は、令和元年12月２日から令和元年12月23日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで。ただし、申請書、資料及び技術提案資料が３ＭＢを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

なお、発注者の承諾を得て紙入札方式にて行う場合は、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参する場合は、令和元年12月２日から令和元年12月23日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分までとし、郵送の場合は上記期間内に必着させること。

⑷ 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式にて行う場合は、紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

1）電子入札システムによる入札の締切りは、令和２年２月21日14時00分までとする。

2）紙により持参の場合には、令和２年２月21日14時00分までに上記⑴へ持参すること。

3）郵送（書留郵便に限る。）による入札書の提出期限は、令和２年２月21日14時00分までに必着とする。郵送先は上記⑴と同じ。

4）開札は、令和２年２月27日10時00分から沖縄総合事務局開発建設部入札室にて行う。

5）入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　競争参加資格の確認結果の通知日の翌日（令和２年１月31日）から入札書提出期限日（令和２年２月21日）（利付国債の提供の場合は入札書提出期限日から10日前（土日含まず。）（令和２年２月６日）。）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分までに上記⑴へ持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。